

女性活躍推進法に基づく 「えるぼし(3段階目)」認定を取得しました

2024年8月1日



当社は、女性活躍推進法に基づく基準適合事業主として、厚生労働省が認定する「えるぼし認定(3段階目)」を7月18日付で取得いたしました。

えるぼし認定は、女性の活躍推進に関する取り組みの実施状況が一定の要件を満たした優良な事業主が認定されるものです。

認定は「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」を満たした数に応じて3段階にわけられます。

当社は

- ① 新卒採用者の女性の割合を3か年平均で40%以上とする。
- ② 女性目線で課題抽出し、さらに働きやすい会社を実現する。

との行動計画に基づき、育児休暇制度・育児短時間勤務制度等の環境整備、ならびに新卒採用の強化に取り組んだ結果、「採用」「継続就業」「労働時間等の働き方」「管理職比率」「多様なキャリアコース」の5つの基準を全て満たし、3段階目の認定を受けました。

スガノ農機では、今後もさらなる職場環境の改善を行い、様々なニーズに対応したより働きやすい会社を目指してまいります。